

令和5年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

令和5年9月1日（金）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

# 令和5年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和5年9月1日（金）

午前9時30分～午前11時36分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 会長の選出等
  - (1) 会長及び副会長の選出
  - (2) 小委員会委員の指名
- 3 審 議
  - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
  - (2) みどり公園基金の処分について
- 4 連絡事項
- 5 閉 会

## ○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第17期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 みどりの公園基金の処分について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 新宿区みどり公園基金条例
- 7 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 8 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 9 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 10 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

審議会委員 11名

会 長	齋 藤 馨	副会長	山 本 清 龍
委 員	伊 藤 弘	委 員	渋 江 桂 子

委員 渡 辺 芳 子  
委員 手 塚 京 子  
委員 山 内 泰 明  
委員 藤 田 茂

委員 太 田 幸 一  
委員 山 崎 佐 知 子  
委員 椎 名 豊 勝

◎開会

**土木管理課長** 皆様、おはようございます。ただいまから令和5年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日、事務局を務めております、みどり公園課長の小菅が体調不良で欠席のため、土木管理課長の私、依田が代理を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、みどりの推進審議会の委員改選によりまして、新たに第17期委員になられた皆様による最初の審議会となります。本来であれば吉住健一新宿区長から委嘱状を委員の皆様にお渡しするところがございますが、大変恐縮でございますが、略式で机上配布とさせていただきます。お手元の委嘱状を御覧ください。

委員の委嘱期間は、令和5年8月1日から令和7年7月31日までの2年間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、第17期の審議会を始めるに当たりまして、みどり土木部長の森から御挨拶させていただきます。

**みどり土木部長** 皆様、おはようございます。みどり土木部長の森と申します。どうぞよろしくお願いたします。

今、土木管理課長から話がありましたとおり、本来ならば区長が皆様方に委嘱状をお渡しするというところがございますけれども、公用のため欠席とさせていただいております。区長からは、ぜひ皆様方によろしくということ承っております。どうぞよろしくお願いたします。

今回の17期のみどりの推進審議会でございますけれども、新たにメンバーになられた方のほうの御紹介だけさせていただきます。

筑波大学大学院の伊藤様、区民公募委員としての手塚様、そして、山崎様、それから、東京都建築士事務所協会新宿支部の山内様、公益財団法人日本自然保護協会の大野様に参加していただくことになりました。どうぞよろしくお願申し上げます。

また、前期から引き続きの皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願申し上げます。

簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**土木管理課長** 部長、ありがとうございました。

本来でしたら、審議会の進行は会長が行うべきところですが、本日は会長が選出されるまでの間は事務局で務めさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、委員の出席状況について御報告させていただきます。本日は、吉川委員と大野委員から欠席の連絡をいただいております。また、池邊委員も欠席の御連絡を先ほどいただきました。あと、竹川委員がまだお見えになっておりません。このため、過半数の委員の出席により審議会は成立しております。

それでは、第17期委員の第1回目の審議会ですので、初めに、委員の紹介をさせていただきます。資料1の委員名簿を御覧ください。名簿順に御紹介させていただきます。大変恐縮でございますが、お名前をお呼びした委員は簡単に自己紹介をお願いいたします。

まず、学識経験者委員を御紹介させていただきます。東京農業大学地域環境科学部教授の斎藤馨委員です。

**斎藤委員** 斎藤馨です。よろしくお願い致します。今までに引き続き、今期もよろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 続きまして、千葉大学グランドフェローの池邊このみ委員は本日欠席となっております。

続きまして、東京大学大学院農学生命科学研究科准教授の山本清龍委員です。

**山本委員** 山本です。専門は公園計画です。どうぞよろしくお願い致します。

**土木管理課長** 続きまして、筑波大学大学院人間総合科学研究群准教授の伊藤弘委員です。

**伊藤委員** 筑波大学の伊藤でございます。今期から委員となりました。いろいろ、よろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 早稲田大学等非常勤講師の渋江桂子委員です。

**渋江委員** 渋江桂子です。引き続きお世話になります。専門は里山保全計画になります。どうぞよろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 以上の5名様となります。

続きまして、区民委員を御紹介させていただきます。

新宿区町会連合会の吉川信一委員ですが、本日は欠席の届をいただいております。

新宿区商店会連合会の竹川司委員、ちょっとまだお見えになっていないようでございます。

続きまして、新宿区婦人団体協議会の渡辺芳子委員です。

**渡辺委員** 渡辺でございます。私、この土地で生まれ、新宿区で生まれまして、少々地元の公

園のサポーターなどをさせていただいております。高齢者の給食も35年続けております。どうぞよろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 続きまして、新宿区地区青少年育成委員会の太田幸一委員です。

**太田委員** 太田でございます。よろしくお願いいたします。2期目ですが、まだまだ分からないところがほとんどですので、皆様の御指導よろしくお願いいたします。

**土木管理課長** それから、公募による選考で委員になりました手塚京子委員です。

**手塚委員** 手塚京子と申します。よろしくお願いいたします。ちょっと一、二分だけお話しさせていただきたいんですけども、私は今年のこの猛暑で暑さを遮るために、うちはたまたま戸山公園の近くに接近しているのでそれがものすごくありがたくて、暑さを遮るために公園の中を活用して、日々移動もそこを活用しているという、そういう状況です。

その公園の中の樹木を見た限りでは、今年は異常に枯れているのが多いです。それは私はとても気にしております。行政の統括する公園とか緑地に関しては全くの素人ですが、ここで学ばさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 同じく、公募委員の山崎佐知子委員です。

**山崎委員** 山崎佐知子です。今回、初めて参加させていただきます。今、大学では特に公園とかみどりについて学びながら、本当にまだまだ知らないことばかりなので、どうぞよろしくお願いいたします。

**土木管理課長** それでは、次に、みどりの保護と育成に関する団体から推薦していただきました委員を御紹介させていただきます。

東京都建築士事務所協会新宿支部の山内泰明委員です。

**山内委員** おはようございます。山内設計の山内と申します。東京都高田馬場で建築の設計事務所を営んでおります。また、今御紹介いただいたように、東京都建築士事務所協会新宿支部に所属しております。建築技術的な面からサポートさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 続きまして、東京樹木医会の椎名豊勝委員です。

**椎名委員** 椎名でございます。よろしくお願いいたします。樹木医をしております。今年、夏の暑さで、これから秋にかけて樹木がどうなっていくかというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

**土木管理課長** 続きまして、公益財団法人日本自然保護協会の大野正人委員ですが、本日は欠席の届けをいただいております。

続きまして、公益財団法人都市緑化機構の藤田茂委員です。

**藤田委員** 都市緑化機構の藤田と申します。専門は都市緑化、特に、屋上、壁面、室外というような分野をやっています。それと、ヒートアイランド学会というのに入っていて、今年ちょっといろいろやらなきゃいけないというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

**土木管理課長** ありがとうございます。

以上、第17期委員、15名の皆様でございます。2年間どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、審議会の事務局を紹介させていただきます。担当部署は、みどり土木部みどり公園課みどりの係です。

まず、先ほど挨拶しましたみどり土木部長の森です。

**みどり土木部長** 森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**土木管理課長** 私は、土木管理課長の依田です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、みどりの係長の八住です。

**事務局（八住）** 八住です。よろしくお願ひいたします。

**土木管理課長** みどりの係の大城です。

**事務局（大城）** 大城と申します。よろしくお願ひします。

**土木管理課長** 同じく城倉です。

**事務局（城倉）** 城倉と申します。よろしくお願ひします。

**土木管理課長** 田辺です。

**事務局（田辺）** 田辺です。よろしくお願ひいたします。

**土木管理課長** また、本日、審議事項の説明担当として出席しております、公園計画係長の天井です。

**事務局（天井）** 天井と申します。よろしくお願ひいたします。

**土木管理課長** 同じく内山です。

**事務局（内山）** 内山です。よろしくお願ひします。

**土木管理課長** それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

大変申し訳ございませんが、みどり土木部長は次の会議が入っておりますので、ここで一時退席させていただきます。

**みどり土木部長** 申し訳ありません。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼いたします。

**土木管理課長** それでは、次に、会議の公開と傍聴につきまして御説明をさせていただきます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則におきまして、「会議は、公開を原則とする」とあります。本日の会議内容から、公開しても支障ないと考えられることから公開とさせていただきます。委員の皆様のご了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**土木管理課長** ありがとうございます。

また、会議の傍聴につきましては、8月15日号の区の広報とホームページにおきまして事前の申込みをお願いしておりました。本日は傍聴を希望される方、1人お見えになっております。

また、委員の皆様のご発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

本日の会議でございますが、12時前には終了したいと考えておりますので、どうぞ協力のほど、よろしくをお願いいたします。

ここでマイクの使い方について御説明いたします。一番手前の大きいボタンを1回押していただき、緑色のランプがつかましたら御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、同じボタンをもう一回押して、ランプが消えたら終了となります。よろしいでしょうか。

次に、皆様のお手元でございます資料について御説明させていただきます。まず、議事次第が1枚、そして、新宿区みどりの推進審議会委員名簿、こちらが資料1として第17期のものがあります。資料2が、保護樹木等の指定及び解除について、資料3、指定及び解除対象の樹木の写真、資料4、みどり公園基金の処分について、資料5、新宿区みどりの条例及び同施行規則、資料6、新宿区みどり公園基金条例、資料7、新宿区みどりの推進審議会小委員会について、資料8、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブックの冊子です。資料9が新宿区みどりの基本計画（改定）の冊子になります。そして、資料10、新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）の冊子となります。

以上でございますが、資料3の保護樹木指定及び解除対象樹木の写真につきましては、非公開とさせていただきます。お帰りの際に回収させていただきます。また、資料9と10の冊子につきましても回収資料とさせていただきますが、御希望があれば、別に新しい冊子を御用意してございますので、お帰りの際、事務局にお申しつけください。

以上、資料の不足等はありませんでしょうか。

はい、分かりました。



## ◎会長の選出等

**土木管理課長** それでは、議事次第2の会長の選出等に進ませていただきます。

会長と副会長をお決めいただき、その後、会長に小委員会委員の指名をお願いしたいと思います。

資料5の新宿区みどりの条例及び同施行規則を御覧ください。新宿区みどりの条例施行規則第30条、11ページになりますが、こちらにおきまして、本審議会の会務を総理する会長と会長を補佐する副会長は委員の互選によると規定されております。

ただ、本日初めてお会いする委員もいらっしゃる中で投票で決めるのも無理があるかと思えます。そこで、事務局からの提案ですが、まず、立候補または推薦により候補者を選出いただき、改めて委員全員にお諮りして御了承をいただけた方に会長または副会長をお願いするというのはいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**土木管理課長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

では、まず、会長の選出を行いたいと思います。

会長に立候補される方、また、どなたかを推薦したいという方はいらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

**渡辺委員** 熊谷先生はいかがなんでしょう。

**土木管理課長** 熊谷先生は、今回、新しい期に当たりまして退任の御意思を示されております。

**渡辺委員** そうですか。分かりました。

すみません、長らくやらせていただいて、いいですか、意見申し上げて。

**土木管理課長** どうぞ。

**渡辺委員** もし、どなたも、御意見がなければ、前回の第16期で副会長でいらっしゃった斎藤委員を私は御推薦申し上げます。いつもすばらしい御意見をおっしゃっていただいて、私ども大変ためになっておりますので、ぜひ、大変お忙しいと思うんですけども、お受けいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。私は、斎藤委員を御推薦申し上げます。

**土木管理課長** ありがとうございます。

ただいま渡辺委員から斎藤委員を会長に推薦したいという御発言がありましたが、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、改めまして委員の皆様にお諮りいたします。第17期会長には斎藤委員ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**土木管理課長** ありがとうございます。

それでは、第17期の会長は斎藤委員に決定させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、会長は席の移動をお願いいたします。

それでは、斎藤会長より一言、御挨拶をお願いいたします。

**斎藤会長** 斎藤です。私は長い間、この審議会の会長でいらっしゃった熊谷先生の弟子というか、そういう関係もあって、副会長をやらせていただいていたのですが、今期は会長ということで、ぜひ全力でやりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

私も、今年の夏がすごく暑くて、先ほど手塚委員もヒートアイランドっておっしゃっていますけれども、私も還暦の頃から夏は帽子をかぶるようになっていたんですけれども、ここ2年ぐらいは帽子じゃとてもちょっと暑くて日傘を差すようになりました。

農大に移ってから、農大通りを日傘差してずっと歩いていくんですけども、やっぱりアスファルトとかの輻射熱がひどくて、先ほどおっしゃられたように、公園の中とは全く違って、公園の中だと明治神宮の外苑というか、北参道とか歩いたりもするんですけれども、通勤途中で、やっぱりグリーンインフラというか、やっぱり輻射熱がないようなところというのは全然違うし、私はもともと山の自然公園のほうが専門なんですけれども、山でも歩いていて涼しいんですけども、ちょっとした沢道とか、水がない涸れた沢でも冷たい空気が流れてくるんですよ。

そういう意味で、クーラーはもちろんなくては寝られないんですけれども、いろんな意味で、今日も保護樹木等、大きなものというのがあるんですけれども、やっぱり、緑地というか、地べたですね、そういったものはある程度貴重なものとして扱うということの意味で保護樹木等々を指標にするということは非常に重要なことかなというふうに思っておりますので、ほかにもいろいろ、もちろん皆さん、いろんなことを御存じだと思うんですけれども、そういうことで会長を務めて、そういうことの保護育成等を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**土木管理課長** 斎藤会長、ありがとうございました。

では、これより司会、進行を会長にお任せしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

**斎藤会長** それでは、副会長の選出に移ります。

どなたか立候補する方はいらっしゃいますでしょうか。もしくは、どなたか推薦される方、いらっしゃいますでしょうか。

どなたもいらっしゃらないようでしたら、副会長は私のほうから推薦するということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**斎藤会長** 皆さん、よろしいでしょうか。

**渡辺委員** いいですか、度々すみません。何度も申し上げて申し訳ございません。先ほどの自己紹介を拝見いたしておりまして、私はやはり山本委員を御推薦申し上げます。何か公園の計画にも御精通していらっしゃるということで。委員の皆様を拝見いたしますと本当に御立派な方ばかりでどなたを副会長にというと迷ってしまうのですが、斎藤先生の片腕になってくださるような方がいいと思ひまして、斎藤先生、いかがでいらっしゃいますか、山本先生を御推薦したいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

**斎藤会長** ありがとうございます。

今、渡辺委員から山本委員を副会長にと推薦がありましたが、ほかにいらっしゃいますでしょうか、推薦、立候補等。

それでは、改めて、第17期の副会長に山本委員ということで御異議ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**斎藤会長** ありがとうございます。

それでは、17期副会長を山本委員に決定いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、副会長の山本委員に御挨拶、お願ひいたします。

**山本副会長** ただいま副会長を拝命しました山本でございます。私なりに新宿区をどう見ているかなんですけれども、新宿区はやはり日本を代表する都市エリアでもありますので、そんな中で、みどりの確保というのがまず大きな課題だろうと考えています。

特に、先ほどもお話ありましたけれども、ヒートアイランドだとか、都市特有の問題というのがありますので、そのあたりについて解決を図ったり、人が協力して連携するというようなこともお手伝いできればいいんじゃないかなと考えています。

私も全力で会長を支えたいと思ひますが、皆さんとの議論も楽しみにしています。どうぞよろしくお願ひします。

**斎藤会長** ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、引き続き、小委員会の委員の指名を行いたいと思います。

最初に事務局から説明をお願いいたします。

**土木管理課長** それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明させていただきます。

資料7を、恐れ入りますが御覧ください。

みどりの推進審議会小委員会ですが、新宿区みどりの条例第28条の2に基づく組織になります。緊急の事案が発生して、みどりの推進審議会を直ちに開催することが困難な場合にのみ開催する委員会で、平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るため創設した制度になります。

新宿区みどりの推進審議会の調査審議事項はみどりの条例第27条で規定されているとおり、みどりの保護と育成に関する計画に関することなどの7項目となっておりますが、小委員会の審議事項は、このうち、保護樹木等の指定及び解除、みどり公園基金の処分という2項目に限定されております。

小委員会の委員の人数は8人以内とし、審議会の委員の中から会長が指名いたします。また、小委員会には委員長を置くこととし、こちらでも会長が指名いたします。小委員会についての説明は以上です。

**斎藤会長** ただいま小委員会について事務局より説明がありましたが、ここで御質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、小委員会の委員の指名に移りたいと思います。

みどりの推進審議会は、学識経験者5名、区民から6名、みどりの保護と育成に関する団体の構成員から4名の合計15名で構成されています。そこで、小委員会の構成についてもこのバランスを考慮して、学識経験者から3名、区民委員から3名、団体の構成員の委員から2名の合計8名ということにさせていただきます。

そして、ここで1つ提案があるんですけども、区民委員から3人を指名するに当たり、公募委員お二人の中からお一人に入っていただきたいと考えています。この場で私からお一人をお願いするよりも、本日の審議会終了後にお時間をいただいて、お二人で話し合ってお決めいただくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、公募委員からの1名は後ほど決めていただくということで、よろしくお願

たします。

それでは、学識経験者からは、山本副会長、渋谷委員、そして、私、斎藤というふうにいたします。

区民委員からの2名は、渡辺委員、太田委員、団体の構成員の委員からは椎名委員、藤田委員をお願いいたします。

このように指名させていただきましたが、皆様よろしくをお願いいたします。

次に、小委員会の委員長の指名に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

**土木管理課長** 小委員会の委員長は、みどりの条例施行規則におきまして会長の指名によって定められておりますが、小委員会の制度ができた最初の審議会の議論の中で、小委員会は人数が少ないだけで審議会と同等の役割と責任があること、また、小委員会は分科会や期間限定の専門機関と異なり、審議会が縮小したものと考えられ、これらを考慮すると、審議会の会長が委員長に就くことが望ましいという結論となり、以降、審議会会長に小委員会の委員長もお願いしてきた経緯がございます。

このようなことから、事務局としましては、今期も同様に審議会の会長に委員長をお願いしたいと考えますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**土木管理課長** 皆様、御異議がないようですので、会長に小委員会の委員長をお願いしたいと思います。斎藤会長いかがでしょうか。

**斎藤会長** 承知しました。

それでは、小委員会委員長は、私、斎藤とさせていただきます。

---

### ◎審議

**斎藤会長** それでは、本日の審議事項に入りたいと思います。議事次第の3ですね。

本日の審議事項は、2件あります。1件ずつ審議してまいります。まず、1件目の保護樹木等の指定及び解除についての説明を事務局よりお願いいたします。

**土木管理課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明させていただきます。

初めに、保護樹木制度について簡単に御説明してから本日の審議事項の説明をさせていただきます。担当より御説明いたします。

**事務局(八住)** みどりの係長の八住です。よろしくお願いいたします。

それでは、保護樹木について御説明をさせていただきます。お手元の資料8、みどりの文化財（保護樹木等）のガイドブックのほうを御覧ください。

こちらを開けていただくと目次がございます、目次をもう一枚めくっていただいて1ページ目、みどりの文化財（保護樹木）とはという項目がございます。

こちら、新宿区では大きな樹木、樹林及び生垣を残していくために保護樹木制度を設けておりまして、様々な支援を行っているところでございます。

その下に保護樹木等の指定基準をまとめております。樹木が健全で、かつ樹容が美観上優れている樹木のうち、下に書いた基準を満たすものを保護樹木等に指定しております。

まず、樹木ですが、地上1.5メートルの高さでの幹回りが1.2メートル以上、樹林は面積500平方メートル以上、生垣は、高さが地上1.2メートル以上で長さ15メートル以上となります。そのほか、区長が特に必要があると認めるものを指定しております。保護樹木等には、こちらに印刷してございますような、みどりの標識を取り付けております。

次に、保護樹木等の支援といたしまして、2ページ目になりますけれども、助成金の支給というのを行ってございます。保護樹木等の維持管理に係る費用の一部を区が助成しております。樹木では、1本目は9,000円、2本目以降は4,500円、樹林ですと、500平方メートルから1,000平方メートルで9,000円、以下、1,000平方メートルごとに4,500円、生垣ですと、20メートルまで1メートル当たり900円、20メートル以上は1メートル当たり450円という形で助成金を支給しております。限度額は、いずれも合わせて9万円までとなっております。

また、2番目としまして、保護樹木の枝が折れて通行人にけがを負わせたり、または、倒木ですとか落枝などにより隣の家の一部を壊してしまったような場合に備えまして、賠償責任保険に加入しております。また、緊急時の維持管理も区で支援を行うことがございます。

また、3番目といたしまして、今申し上げました保護樹木等が倒れたり枝が折れたなどの緊急時に区が所有者に代わって対処する維持管理支援も行っております。

次のページ、3ページ目と4ページ目になりますけれども、保護樹林に関しましては、落ち葉がたくさん落ちる時期に落ち葉の回収の支援を行っております。また、保護樹木を移植したいという場合には、1本当たり30万円の助成制度を用意してございます。

簡単ですが、保護樹木制度についての御説明は以上となります。

引き続き、本日御審議をいただきます保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明をさせていただきます。

本日、御審議いただきます案件は、指定につきましては、公有地保護樹木の指定が1件、

18本、民有地の保護樹木の指定が5件、20本、保護生垣の指定が2件、40メートルとなります。解除につきましては、民有地の保護樹木の解除が6件、10本、保護生垣の解除が1件、17メートルとなっております。今回、保護樹林は指定及び解除の案件はございません。

それでは、詳細につきましては、担当職員より映像を交えて御説明をさせていただきます。申し訳ございませんが、室内の明かりを少し暗くさせていただきます。前のスクリーンのほうを御覧くださいませ。よろしくお願いいたします。

**事務局（大城）** みどりの係の大城と申します。それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。

今回、御審議いただく保護樹木等の指定及び解除については、お手元の資料2の内容を資料3及び映像にまとめております。前のスクリーンか資料2及び3を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

保護樹木等の指定及び解除については、前回の審議会の翌日、令和5年2月4日から本日、令和5年9月1日までに申出のあった案件です。

御審議いただく保護樹木等の指定及び解除の件数は、前のスクリーンのとおりです。

公有地保護樹木は、指定件数1件、指定本数18本、解除案件はございません。

民有地保護樹木は、指定件数5件、指定本数20本、解除件数6件、解除本数10本です。

民有地保護樹林は、指定と解除ともに案件はございません。

民有地保護生垣は、指定件数2件、指定延長40メートル、解除件数1件、解除延長17メートルです。

それでは、保護樹木等の指定案件から御説明いたします。

公有地保護樹木の指定案件は1件、18本です。

戸山一丁目にある国立国際医療研究センターに植栽された樹木で、ソメイヨシノが6本、スダジイが3本、シラカシが2本、クスノキが2本、イチョウが2本、ケヤキが1本、コブシが1本、コナラが1本の合計18本です。

1本ずつ御説明いたします。

1本目、幹回り1.99メートル、高さ12メートルのソメイヨシノです。並木状に植栽されたうちの1本です。全部で6本のソメイヨシノが列植されていて、今回6本全ての指定をお諮りします。街路樹とは異なり、人や車が通らない場所に植わっており、枝葉を張るスペースが十分にありますので、樹形がよいです。

2本目、幹回り1.79メートル、高さ12メートルのソメイヨシノです。先ほどのソメイヨシ

ノの隣に植えられています。

3本目、幹回り1.78メートル、高さ11メートルのソメイヨシノです。

4本目、幹回り1.36メートル、高さ11メートルのソメイヨシノです。

5本目、幹回り2.22メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。

6本目、幹回り2.13メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。このソメイヨシノ6本は病院の敷地内の関係者以外が立ち入らないようなところに植栽されており、見学には向いていないんですけども、よい景観をつくり上げています。

7本目、幹回り2.1メートル、高さ12メートルのイチョウです。外観上、腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

8本目、幹回り1.51メートル、高さ8メートルのスダジイです。樹形・樹勢はともに良好です。

9本目、幹回り1.58メートル、高さ12メートルのイチョウです。少しヒコバエが目立ちますが、樹形・樹勢はともに良好です。

10本目、幹回り1.84メートル、高さ15メートルのクスノキです。周辺の樹木の影響で下のほうに枝が少ないのですが、上のほうで枝が広がっており、樹勢は良好です。

11本目、幹回り1.23メートル、高さ12メートルのコブシです。樹形・樹勢はともに良好です。

12本目、幹回り1.26メートル、高さ15メートルのコナラです。樹形・樹勢はともに良好です。

13本目、幹回り1.54メートル、高さ11メートルのケヤキです。樹形・樹勢ともに良好です。

14本目、幹回り1.4メートル、高さ12メートルのシラカシです。樹形・樹勢はともに良好です。

15本目、幹回り1.2メートル、高さ12メートルのシラカシです。こちらも樹形・樹勢はともに良好です。

16本目、幹回り1.85メートル、高さ12メートルのクスノキです。樹形・樹勢はともに良好です。

17本目、幹回り3.73メートル、高さ9メートルのスダジイです。国立国際医療研究センター内に併設された認定子ども園の園内にあるスダジイで、非常に大きく、シンボルツリーのような存在です。

18本目、幹回り2.58メートル、高さ11メートルのスダジイです。先ほどと同じく認定子ども園



もの園内にあるスタジイで、樹形・樹勢ともに良好です。

続きまして、民有地の保護樹木の指定案件について御説明いたします。指定件数は5件、本数は20本です。

1件目は、下落合四丁目の個人宅にあるヤマザクラです。

2件目は、横寺町の個人宅にあるケヤキです。

3件目は、横寺町のお寺にあるシダレザクラです。

4件目は、河田町の病院にあるソメイヨシノ10本です。

5件目は、西早稲田一丁目の大学にあるケヤキ2本、ソメイヨシノ2本、クスノキ3本の合計7本です。

それでは、1件ずつ御説明いたします。

1件目、下落合四丁目の個人宅の庭にあるヤマザクラです。幹回り2メートル、高さ11メートルです。所有者が区の広報を読んで保護樹木制度があることを知り、保護樹木に指定したいと連絡をくださいました。2年に1度剪定を実施しているそうで、樹形・樹勢ともに良好です。広いお庭に植栽されているので、今後もよく成長すると思われれます。

2件目、横寺町の個人宅の庭にあるケヤキです。幹回り1.4メートル、高さ12メートルです。この個人宅は、明治時代に活躍した小説家の尾崎紅葉の旧居で、新宿区の指定史跡に指定されております。300平方メートルほどのお庭があり、昭和60年度に保護樹木に指定した樹木が2本ありました。その樹木の健全度調査を行い伺ったところ、指定要件を満たすケヤキが見つかったため、今回、指定をお諮りします。外観上、腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

3件目、横寺町のお寺の境内にあるシダレザクラです。幹回り1.22メートル、高さ8メートルのシダレザクラです。このお寺には昭和60年度に保護樹木に指定されたオオシマザクラがあり、その樹木の剪定方法などの相談を受け伺ったところ、このシダレザクラを見つけました。樹形・樹勢はともに良好ですが、所有者いわく、あまり花が咲かないということでした。所有者は花を咲かせて観光名所にしたいということもおっしゃっていたので、今後、みどり公園課から剪定などのアドバイスを行い、花つきがよくなるような管理方法を提案していこうと考えております。

4件目、河田町の病院の敷地内にあるソメイヨシノ10本です。この辺りには23本のソメイヨシノが並木状に植栽されており、そのうち2本を令和元年度に保護樹木に指定しました。今回は同じ通りに植栽されているソメイヨシノが大きくなったということで、新たに10本を

指定します。

1 本目、幹回り1.2メートル、高さ10メートルです。平成19年頃に植えられたソメイヨシノで、樹形・樹勢ともに良好です。日当たりがよく、灌水装置も設置されているので、生育環境が良好で、成長速度が速いです。まだ樹齢が若いので、これから大きく成長すると思われます。

2 本目、幹回り1.4メートル、高さ9メートルです。

3 本目、幹回り1.2メートル、高さ9メートルです。

4 本目、幹回り1.23メートル、高さ9メートルです。

5 本目、幹回り1.2メートル、高さ8メートルです。

6 本目、幹回り1.4メートル、高さ11メートルです。

7 本目、幹回り1.43メートル、高さが10メートルです。

8 本目、幹回り1.65メートル、高さが10メートルです。

9 本目、幹回り1.2メートル、高さ12メートルです。

10 本目、幹回り1.35メートル、高さ13メートルです。

続いて、5 件目、西早稲田一丁目の学校法人が所有する敷地内のケヤキが2本、ソメイヨシノ2本、クスノキ3本の合計7本です。後ほど御説明しますが、この敷地内では建物の建て替えの計画がありまして、それに伴い、もともとあった保護樹木5本を指定解除したいと申出がありました。その代わりに、新たに7本指定したいと申請があり、今回指定をお諮りします。

1 本目、幹回り1.85メートル、高さ14メートルのケヤキです。樹形・樹勢ともに良好です。

2 本目、幹回り1.77メートル、高さ15メートルのケヤキです。樹形・樹勢はともに良好です。

3 本目、幹回り1.89メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。枝葉を張るスペースや根を張るスペースが十分に確保されていますので、今後も大きく成長すると思います。

4 本目、幹回り2.45メートル、高さ11メートルのソメイヨシノです。高さ1メートルぐらいのところまで7つに幹が分かれており、横に広がっているため、とても迫力があります。外観上、腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

5 本目、幹回り1.78メートル、高さ14メートルのクスノキです。定期的に剪定をしているようで、樹形・樹勢はともに良好です。

6 本目、幹回り1.91メートル、高さ11メートルのクスノキです。先ほど同様、定期的に剪

定をしているようで、樹形・樹勢がともに良好です。

7本目、幹回り1.32メートル、高さ9メートルのクスノキです。こちらも定期的に剪定されていて、樹形・樹勢は良好です。

続いて、保護生垣の指定について御説明いたします。

私有地の保護生垣の指定案件は2件、延長は40メートルです。

1件目は、中井二丁目の個人宅にあるヒノキの生垣24メートルです。

2件目は、戸山三丁目の個人宅にあるヒイラギモクセイの生垣16メートルです。

それでは、1件ずつ御説明いたします。

1件目、中井二丁目の個人所有の敷地内にあるヒノキの生垣です。延長24メートル、高さ1.9メートルのヒノキの生垣です。もともと平成3年に保護生垣に指定されていたのですが、平成19年に駐車場を造るために一部を伐採するということで指定を解除しておりました。しかし、伐採後も保護指定の要件を満たしていることから、再度保護生垣に指定したいとお話がありました。毎年、造園業者による刈り込みが行われていて、樹勢は良好です。

2件目、戸山三丁目の個人宅の敷地にあるヒイラギモクセイとキンマサキの生垣です。延長16メートル、高さ2.4メートルです。所有者が自身で剪定をしたいということで、道具を貸してほしいと窓口に相談に来ました。話を伺ったところ、長さが指定要件を満たしていたので保護生垣に指定することを勧め、今回、指定を諮ることとなりました。もともとブロック塀だったものを平成21年頃に生垣に変えたそうです。

続きまして、保護樹木の指定解除について御説明いたします。私有地の保護樹木の解除の案件は6件10本です。

1件目は、中井二丁目のエノキです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

2件目は、北新宿二丁目のソメイヨシノです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

3件目は、中井二丁目のスダジイです。腐朽の進行に伴い、伐採したいということで、解除の申出がありました。

4件目は、新宿一丁目のソメイヨシノです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

5件目は、河田町のソメイヨシノです。腐朽の進行に伴い伐採したいということで、解除の申出がありました。

6件目は、西早稲田一丁目のイチョウ4本、ケヤキ1本の合計5本です。先ほど御説明し

た学校法人が所有する敷地内の保護樹木で、建築行為に伴い伐採するというので、解除の申出がありました。

それでは、個別に説明いたします。

1 件目、中井二丁目の個人所有の敷地内にあるエノキです。今年の2月下旬に所有者から、枯れてしまい伐採したので指定を解除したいと申出がありました。本来ならば、伐採する前に指定解除の手続が必要ですが、道路の近くに生育していて、倒木する危険性もあり、急いで伐採したいということで事後の申請となりました。もともと強剪定により樹勢が弱っていたこともあり、枯れてしまったのではないかと考えられます。このお宅にはほかに2本のアカマツの保護樹木と長さ20メートルのイヌツゲの保護生垣があります。今後は樹木の強剪定を避けるとともに、樹木に元気がなくなったら区に相談していただくようお願いしました。

2 件目、北新宿二丁目の集合住宅の敷地内にあるソメイヨシノです。今年の4月下旬に所有者から、枯れてしまったので指定を解除したいと申出がありました。所有者の話によると、3月に少し花が咲いたが、その後、急激に枯れてしまったということでした。枯れた原因は、腐朽菌による腐朽が進行したためだと考えられます。この敷地内には、ほかに2本のソメイヨシノの保護樹木があります。今後、その2本については腐朽が発生しないように強剪定は避けるなどの管理を心がけるようお願いしました。

3 件目、中井二丁目の個人宅にあるスダジイです。昨年度新たに指定したもので、外観上は腐朽などは見られず樹勢も良好だったのですが、剪定を実施したところ、上部がかなり空洞化していたため伐採したいと申出がありました。近くには駐車場もあり、枝折れや倒木が発生することを考えると残したくないということでした。このお宅には、ほかに12本の保護樹木がありますが、ほかの樹木は現状問題がないので、引き続き適正な管理をお願いしました。

4 件目、新宿一丁目の個人所有の敷地内にあるソメイヨシノです。土地の売却を予定していて、樹木を伐採する可能性があるということで、指定解除の申出がありました。今後、樹木が残るようであれば、新たな土地の所有者に保護の指定を勧めたいと考えています。

5 件目、河田町の病院の敷地内にあるソメイヨシノです。腐朽の進行に伴い伐採したいということで、解除の申出がありました。建物と道路の間の植樹帯に植えられたソメイヨシノで、道路に越境しないように強剪定を続けていたところ腐朽が進行してしまっただけです。指定について、4 件目で御説明した病院と同じ病院で、指定を解除する代わりに新たに10本ソメイヨシノを指定したいということでした。今後は、新たに指定するソメイヨシノは強剪

定をしないようお願いいたしました。

6件目、西早稲田一丁目の学校法人が所有する敷地内のイチョウ4本、ケヤキ1本の合計5本です。昭和48年度に指定したイチョウが3本、平成27年度に指定したケヤキが1本、イチョウが1本です。建物の建て替えに伴い伐採する可能性があるということで、指定解除の申出がありました。指定案件の5件目で御説明した学校と同じ学校で、5本を指定解除する代わりに新たに7本指定したいということでした。また、一旦解除しますが、伐採せずに残るようであれば、再度保護樹木に指定したいということでした。

続いて、生垣の解除案件について御説明します。

解除件数は1件、延長は17メートルです。中落合三丁目にあるイヌツゲ、イヌマキの生垣です。建築の計画があり伐採するということで、指定解除の申出がありました。一部は残るそうですが、延長が指定要件の15メートルを下回るということで解除の申出に至りました。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、指定前と比べて保護樹木、保護生垣の総数が多くなりまして、公有地保護樹木が35本、民有地保護樹木が1,318本、保護生垣が1,291メートルになります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**齋藤会長** それでは、これより審議を進めてまいりたいと思います。

ただいま事務局より説明がありました保護樹木等の指定及び解除について、御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思います。よろしくお願い致します。

渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** 御説明、ありがとうございました。とてもよく分かりました。

私は多分、渡辺委員ほどではないんですけども、10年以上、20年近くこの審議会に関わらせていただいているので、ちょっとこれまでの経緯も含めてお話しすると、この事務局の方々がとても真剣に一生懸命やってくださっていて、先ほどの国立国際医療研究センターのほうも前にこちらで上がってきた話ですけども、何度も諦めずに指定に動いてくださっていて、すばらしいなというふうに思っています。

特に、このガイドブックの2ページ目から、先ほどさらっとお話しされましたけれども、私に関わり出したときにはまだ助成金の支給だけで、この助成金も増えていって、特にこの2番ですね、賠償責任保険の加入というのも、やはり持っている、指定を受ける側の区民の方々が安心して持っていられるように、やはり、これからのシーズン、猛暑のときには、や

はり、緑陰があるといいというのは多くの人が分かるんですけども、一方で、台風になると、以前はマンションから落ち葉公害だというような話があったりとか、あるいは枝が落ちることへの所有者の方の不安があったので、それに対処して下さってこの保険の加入とか、あるいは、この緊急時の維持管理とか落ち葉の回収なんていうのも、ずっとこちらで議論に上がったことをどんどん具現化していただいている、本当に何度も真摯に対応していただいていることがすばらしいかなと思っております。

今回も多くの指定案件がありまして、この都会にありまして、この承認後、最後にありましたけれども、民有地の保護樹木1,000本以上というのは、本当に区民の方の協力とともに、事務局の方々のすばらしい働きかなと、御自分たちではあまり言えないと思うので、思っております。

一方で、やはり夏の暑さが、猛暑があると、やはりこの緑陰のよさというのは多くの人が実感する。特に今年の夏というのは実感しているところかなと思いますが、この後、台風シーズンになると、やはり危ないんじゃないかというような議論も出てくると思います。

そういったことにも対応しつつ見ていかなくちゃいけないのかなと思うんですけども、これは今日の緊急の話ではないんですけども、これから長いスパンでちょっと考えていてもいいのかなと思っているのが、1ページ目にあります、みどりの文化財というような位置づけで、これはこれでいいと思うんですけども、やはり時代が変わってきているので、この樹木を残していらっしゃる区民の方々、あるいは行政等、そういう人たちが単に趣味で残しているのではなくて、ある程度貢献しているので、気候変動への適応策であるとか、気候変動への緩和策であるというところを前面に押し出したようなレットルがあると、気候変動という言い方はちょっと専門的なので、区民の方が分かりやすいように、猛暑に対する涼を与えるとか、そういう分かりやすいタイトルがついていくといいのかなというふうに思います。全体としての意見になります。

以上です。

**斎藤会長** 洪江委員、ありがとうございます。今期の最初の振り返りを含めて、ありがとうございます。

それでは、ほかにありますでしょうか。

渡辺委員。

**渡辺委員** 国立国際医療研究センター、私、お世話になっている病院なんですけれども、こんなにもたくさんのお木が一挙に登録されるというのは、すごい快挙だと思うんですね。本当に

お疲れさまでした。

また、個人のお宅で、私は横寺町に住んでいるんですが、2件、横寺町で、1つは尾崎紅葉の旧宅で私の家の近くなんですけれども、持ち主の方からも結構お手入れが大変ということを知っています。ぜひ、その辺も考慮してあげてくださると嬉しいです。

もう一つ、シダレザクラ、それは、お寺は結構五、六軒あるんですが、拝見したことないんですね。実は、私の実家はお寺で、そこにもシダレザクラがあるんですが、もうちょっと小さいんです。さっき拝見したのだと結構大きいんですね。ですから、今度行ったら、咲いたら見てみたいと思っています。すごいですね、これ。こんなに葉が出るんですかね。何か行ってみたいと思っています。何かうれしい気もいたします、横寺町で2件もあって。すみませんでした。

**斎藤会長** 渡辺委員、ありがとうございます。

今の渋谷委員と渡辺委員のことで、事務局から何かコメント等あればお願いいたします。

**土木管理課長** 渋谷委員から非常に気候変動に合わせたPRのような提案をいただきまして、みどりの文化財というよりも、確かに大きな気候変動にも大きく資するものですので、この辺はPRの方法等、事務局でも改めて考えてまいりたいと思います。

**事務局（城倉）** お寺のシダレザクラなんですけれども、もう一本、先ほど事務局から説明をしたとおり、古いオオシマザクラがあるんですけれども、その調子があまりよくなくて、時々見には行っていたんですけれども、数年前からこのシダレザクラは目をつけていたというか、ですけれども、ちょっと基準に満たなくて、幹回りがちょっと足りなかったんですね。今回オオシマザクラを見に行ったときに測ってみたら基準を満たしていた。それから、前々からこの写真のとおり、すごく葉の茂りがいいんです。ちょっと、私の仲間というんですか、樹木医にいろいろ聞いてみたら、最近、シダレザクラで樹勢はいいんだけど花も咲かない木が結構あるというようなお話を耳にしました。今のところ原因が分からないんですけれども、椎名先生にもアドバイスいただければいいかなと思うんですけれども、1つは、植え込みが駐車場になっているのでアスファルト舗装しています。植え込み柵が1メートルちょっとぐらいなんです。そういうせいもあるのかなと思ったんですけれども、その割には葉がよく茂っている。

今回指定されれば、区のほうの支援として、もう少し柵を大きくしてということも考えています。また、ちょっと茂り過ぎなので、お寺のほうに剪定を少ししたほうがいいんじゃないかということで、この写真の後に枝を少し透かした剪定を実施されています。ちょっとそ

の写真がないんですけれども、そういうことで、いい木なんで、ぜひたくさん花を咲かせられればいいなというふうに考えております。

**斎藤会長** ありがとうございます。

引き続き、今も含めて御意見、質問等、よろしく願いいたします。

山本委員、お願いします。

**山本副会長** 先ほどのシダレザクラ、すごい樹形もよくて素晴らしいなと思いました。

さて、こういう保護樹木の中で新しいものが登録されるということで、すごく結構なことかなと思いますし、数字としても増えているということで、いいことではないかなと思います。

一方で、どうやって保護樹木の指定が解除されるのか、減らしていくのかという思考もあるかと思えますけれども、その点で、その中に強剪定したものがあって、残念ながら樹勢が落ちて枯れそうだということで不安になって解除するというようなことも幾つか事例としてあったように思います。

こういうのをどうやって防げるかというのが、私も今考えていたところなんですけれども、剪定するときに相談に乗れるのかとか、そういうところが少し気になってはいます。指定解除のときにはもう既にある状況に達していて、区の方も立ち会ったりして判断もされているのではないかなと想像しますけれども、その前に何かできることがないのかというのは、ちょっと気になりはしました。なかなか難しいと思います。私有地に関してどうこう言うこともなかなかできないでしょうし、そこがフォローできるのかというのはちょっと気になるところです。

ちょっとコメントになってしまいますが、もし何か区の方でお考えとかもしあったら教えていただきたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

**斎藤会長** どうでしょうか。

**事務局（八住）** 今、山本副会長から御意見いただいたように、我々もなるべく周知はかけるようにはしているんですけれども、今後また、いつも秋に、年に1回、例えば、区でやっているような試みですとか、クビアカツヤカミキリの話ですとか、そういう情報を保護樹木の所有者の方と区で情報を共有できるような形で、年に1回、保護樹木通信というのを皆様のところにお送りしております。

ですので、今回、御意見いただいたように、今年出します保護樹木通信のほうでしっかり緑化相談などもやっております、樹木医もしっかりおりますので、そういう形で何か、剪定



などの御相談、区がやるとかやらないとかではなくて、御自分でやるときも御相談には乗らせていただきますというのはアピールをしていきたいと思います。

**事務局（城倉）** いいですか、追加で。

私は担当として、もう一人の職員と一緒によく見て回っているんですけども、月の半分ぐらいは外へ出たりしているんですけども、回りながら見つけることはなかなか難しいので、よく御相談の電話をいただいたときにすぐ出向いて行って、相談されたもの以外にその敷地にほかの樹木があれば、そういうことについてもアドバイスをしたり、場合によっては、少し弱ってきたときにはうちのほうの予算で精密診断、レジストグラフを使った精密診断を行って、今後どうしていったらいいかとかという報告書を作ってお渡ししたりとか、場合によっては、例えば、支柱をすることによってもう少しその場で生き長らえていけるものなら、そういう支援もしたりという、助成金以外にもそういう方策もあるので、そういうことをしている状況です。

**山本副会長** どうもありがとうございました。

強剪定したいという、その話が出てくる背景には、恐らくですけども、管理がなかなか厄介だから強めに剪定しておいて次の剪定との間隔を延ばしたいというのがあると思うんですよね。

実は、東大のキャンパスもつい最近、ちょっとよくない剪定をしまして、強剪定してヒマラヤスギがすごいみすぼらしくなりました、それで、そういう事例を考えると、これは保護樹木のガイドブックでは、よくなりますよ、こんなふうに補助されますよという、いいことが書いてあるんですけども、失敗例も載せられると本当はいいなと思うんですよね。そうすると、こういうふうに失敗していくんだということが分かって、強剪定ってちょっと気をつけなきゃいけないとか、そういうところに働きかけないといけないのかなという気はしています。

今後、何かこういうガイドブックを新しくするときなんか議論できればいいんじゃないかなと思います。すみません、ありがとうございました。

**斎藤会長** そういう提案も含めて、ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

**椎名委員** 解除の要件が腐朽とかいろいろ、持ち主の方が不安になるというか、そういう状況というのが今あると思うんです。マスコミやなんかで、樹木が倒れるとすぐニュースになるというような状況ね、キャンプ場で例えば倒れてお亡くなりになったというようなことが

あって、かなりあるんですけども、1つお聞きしたいのは、このガイドブックの2ページの賠償責任補償の加入ですけども、これは今まで、何年間ぐらいやって、実際に賠償保険というのを活用したことがあるのかどうかというのは、どうでございましょう。

**斎藤会長** はい、お願いします。

**事務局（八住）** 事務局からです。我々もちょっと、この制度が始まってから最近はやったことではないです。我々が担当してからは、記録はないです。

**椎名委員** これは、できたのはいつ頃ですか。分からないですか。最初からあるんですか。分からないですか。

**事務局（八住）** 申し訳ございません。ちょっといつからとかは、失念してしまいましたが。

**椎名委員** ほとんど利用していないんじゃないかと思うんですね。保険ですから、そういうもんだと思いますけれどもね。樹木医の立場から言うと、そんなに事故は起こるものではないんですね、実はね。持ち主の方はそういう情報やなんかがいろいろ世間的にありますので、大分御心配なさって、腐朽が原因でというのとか、キノコというのがあれでね。だから、その不安が出てきたときに区役所の方と御相談できるような何か仕組みというんですか、それが必要ですよ。

それと、もう一つは、空間的に状況が変わるということで、どうしても枝を小さくしなきゃいけないという状況というのは、やはり生まれますので、そのときにどうしたらいいのかについても、やはり区役所の専門の方と相談していただきたいと思うんですね。今、専門の方がお話があったように、いつも見ているわけじゃないから分からないですよ、千三百何十本あるわけですから、分からないですから、逆に言うと、やっぱり持ち主の方から流れをよくしてもらおうとか、そういう仕組みとか、そういうものを設けて、それで専門の方が相談に乗って安心させるというようなことがあれば、事前に大分ありがちな、不安要素とか、恐らく不安が出てきて、もう切らざるを得ないみたいな話にすぐ直結しちゃうみたいな話になっているんじゃないかと思うんですね、持ち主の方はね。

むしろ、その間にいろんなプロセスがあるはずなんですね。それは、持ち主の方は専門家じゃないから分かるわけないんで、その間を埋めるような仕組みを、持ち主の方が申請すれば、今の新宿ならきっと専門の方はいらっしゃるんで、その間の埋められるプロセスを提示できると思うんですね。そういう仕組みが何か要るのかなというような気がしますね。

それともう一つ、これはすばらしいと思ったのは、先ほどの生け垣の指定ですね。たしか2番だと思ったんですけども、ヒイラギモクセイ、16メートルって書いてありますね。No.

2ですね。あれについて、ブロック塀が生け垣に変わったと、それで、持ち主の方が剪定したいということで道具をお借りになってというようにいきさつで指定ということになりましたね。写真を見てもなかなかよくできていますし、個人の方でこれだけやれば立派なものですし、ブロック塀を直すということは社会的にも大きな防災上の意義、とてもあることだと思います。

そう言っちゃ失礼ですけども、やはり新宿、古い町並みまだ残っていますし、狭隘な道路もたくさんあると思うんですよね。今いろいろ、直下型地震とか、いろんなこと言われていますので、その中でやっぱりブロック塀はかなり問題があるのかなという思いがしますね。そういう点では、とても模範的なことですし、この方の努力も、個人としての意味だけじゃなくて社会的な意味を持って、とても有意義なことだと思うんですかね。

こういう事例を、もっとよく宣伝してやっていただくといいのかなという気がしますね。恐らく、この人の意思と新宿区の体制がうまく合致してこういう形になったと思います。とても素晴らしいことですよね。これでブロック塀での事故というのはそれなりに防げるということにつながりますので、そういう感想を持ちました。

以上です。

**斎藤会長** ありがとうございます。

確かに、この写真の生け垣と違って、いわゆる庭師さんをお願いしたぴしっと、昔はぴしっとしていなきゃいけないという感じですけども、今はこういうちょっと自然風なものも風合いがあるという時代なのかなというふうに見えたりします。

ほかに御意見。

それでは、手塚委員、お願いいたします。

**手塚委員** よろしく申し上げます。

今、スクリーンを見ていてちょっと感じたことなんですけれども、伐採の原因というのが、枯れて病気になって倒木する、しそうになっている、それはすごく納得するんですけども、所有者が建て替えるために保護樹木を伐採するという結果に至るということに対して、私も、やっぱり今年の猛暑、異常気象、地球温暖化、ますます、これは多分ヒートアイランド現象、暑くなってくると思うので、私は念頭に言いましたけれども、みどりの大切さというのは本当に百も承知なので、できるだけ、まして保護樹木であれば、何とか、何とか、何とかしてそこにとどまらせておきたいというのが本当に私の生態的にも含めて、その生きている木に対してのやっぱり意味だと思うので、それを説得するというのは難しいんですかね。

今後の地球、異常気象と並行になって、やっぱり二酸化炭素の歯止めをかけるためにも樹木というのは必要なんだということを、その所有者に対して何とかそういう話合いをして残しておくという方向には、今までの経験上なかなか難しいんですかね。何回も言いますように、倒木とか病気とか、今にも倒れそうというんであればその辺はしようがないし、伐採なんですけれども、建て替えるということに対しては、それが健康的な木であっても建て替えるために伐採してしまうということになっちゃうんですかね。

**斎藤会長** ありがとうございます。

事務局のほうからは、今までいろんなケースがあるんだと思うんですけれども、よろしくお願いたします。

**手塚委員** 結果的にどうなるのか。

**事務局（城倉）** いろんな場合があると思うんですけれども、1つは、個人が土地ごと売却をしてしまう場合、それは普通の土地取引ですと更地が原則なんです。要するに、全部なくなって更地になった状態で売買をすると、それを買うほうが、そういう不動産会社がそういう要望をしてきて、そういうふうになることが多いです。

今回も新宿一丁目のサクラがそうなんですけれども、これは所有者が亡くなったためにそういうことになりました。所有者はこのサクラを非常に大事にしていました。ところが、相続した人が土地を売らざるを得ない。ただ、そのときも、はい、そうですかというふうにして私らは言っているわけではなくて、できれば残せませんか、次の買ってくれる人にそういうことで木を残せませんか。広い土地ですと、建物を建てるときに緑化計画書制度というのがあって、その建物を建てるときの建築確認申請を出すときに、みどりがある程度つくらなきゃいけないという新宿の条例があります。大きな木を残すと非常にポイントが高いというか、ほかに小さなものをたくさん植えなくても、その木を残すことによってほかにみどりをつくらなくていいというように近いような、場所と例にもよるんですけれども、そういう制度があります。そういうこともよく御説明をして、なるべく残してもらおうようにしています。

実際に、袋町で大きなイチョウの木があるんですけれども、それも新しく開発でマンションが建つという話が決まったときに、区のほうで何回も働きかけをして、結局残ることになりました。全てがそううまくいくわけではないんですけれども、そういうわけで努力をしています。

それと、あまり当てはまることはないのですが、一応、保護樹木の移植の費用の助

成もしています。今までにこれは2本ぐらいしか例がないんですけれども、なかなか移植は大きな木だけに難しいというような現状があって、あまり活用されていないんですけれども、こういう制度もありますよというような御説明は常にしております。

ほかの木についても、必ずそういう話があったときは現地へ行って、立ち会って、そういうお話をさせていただいて、しょうがないなというふうになったときに解除の申出をしていただくというような形を取っています。

ただ、強引というか、どうしてもと言われちゃいますと、それ以上区では、所有権も何もないものですから、仕方がないというような形になってしまうことのほうが多いかなというような状況です。

**手塚委員** どうもありがとうございました。

**斎藤会長** 手塚委員、よろしいでしょうか。

**手塚委員** はい、ありがとうございました。

**斎藤会長** ほかに。

伊藤委員、お願いいたします。

**伊藤委員** 今のお話とちょっと私も似たような感じを持ってしまして、残念なのが西早稲田の、一気に解除するから、また何本か保護するから許してねみたいな、そういうのはちょっと、基本的には移植とかで、ヒートアイランドとか、そういう気候変動とか、そういったのは結構大きな話なので、むしろもっと実感してもらえるような、みどりのデザインみたいな、そういうところなんか、保護樹木のほうではなかなか難しいかもしれないんですけれども、例えば景観とか、そういったところと抱き合わせで保護樹木を残すことで、例えばキャンパス内、建物の移動の間、暑くなくて移動できますよとか、何かそういうデザインなんかで訴えろとか、そういった方法もあり得るのかなというふうにもちょっと思いました。

大学は、東大もそうなんですけれども、何でも予算がつくと建物を建てがちなので、東大もちょっと豊かなグリーンベルトが建物に変わっちゃったりしているんで、何かそこら辺、建物中心じゃなくて、建物とオープンスペース、緑地、そういったところと抱き合わせでデザインできるとこんな、実感として気候変動よりももっと身近な話として効果ありますよとか、何かそういったような訴え方をされてもいいのかなというふうにも思いました。

この西早稲田のほうは、イチョウ移植とかという話はどうなんですか。

**事務局（城倉）** 一応検討はしたんですけれども、ちょっと大き過ぎてですね。あと、この場合は重機が入らない、動かすことが物理的に難しいということもあります。ただ、ここは

直接建物が建つところではないんですね。建てるために車両が進入するための通路だということで、私どもも抵抗したというか、残せないかということでかなり交渉しました。道の両側に植え込みがあって、両側に木が植わっているのですけれども、片方だけでも残せないか、入口の1本だけでもすごくいいイチョウがあるので、それだけでも残せないかという話を何回もさせていただいたんですけれども、今の時点では難しい。取りあえず解除したい。そのときに、もし残せるようならこれから検討していただいて、残したら、その後また指定をしてほしいという願いもしました。

だから、伊藤委員がおっしゃったように、景観上もすばらしいのでぜひというお話をして、検討はするというようなお答えはいただいていますけれども、あまり期待は持てないような気はしますけれども、そういう状況です。

**斎藤会長** 水面下ではいろいろやられているということで、ありがとうございます。

**椎名委員** ちょっと、じゃ、関連して。

**斎藤会長** はい、どうぞ。

**椎名委員** この写真を見ていると、これはかなり努力しましたね。この持ち主の方ね。恐らく狭いところだと思います。イチョウの木が、18メートル、15メートル、12メートル、細いですよね、木の枝幅がね。かなり剪定をよく、要するに空間的にあまり広いところじゃないんで、ほかの宅地なり、よその敷地に出ないように一生懸命努力して、もしかしたら、本音の部分では倒れるのを心配しているのかもしれないですね。そこら辺、今後どうなるか、工事の場所じゃないという話ですので、そこら辺をちょっと、さっきの話に通ずるんですけれども、安心させるような、要するに、管理者に、そういうことも必要なのかなと思いますね。でも、よく努力して頑張って緑化していただいていたというのが私の印象ですね。

でもね、どこですか、群馬県の高崎辺りではこういう仕立ての方法がイチョウであるんですね。それで細長く、お庭でもやっているようなね。イチョウの場合は、このぐらいにしても大丈夫だと思いますね。

だから、こういうのは、腐朽とかを定期的に調べてあげて安心させるような方法みたいなものも必要かもしれませんね。この場所ですので、恐らく敷地が狭いところで18メートルの木をどうやって残すのかと、いろいろ心配があると思いますので、そこら辺は新宿の特殊事情というか、都市の真ん中の特殊事情でもありますけれども、何かそこら辺、フォロー体制というか、何か考えて。今のこの条例の中じゃできないのかもしれませんが、何か特別なあれとして、してみてもいいのかなと思いますね。

もう一応伐採という、今、計画が出ていますので、ある程度はしようがないのかなと思いますけれども、そこら辺の話がちょっとあるのかなという気がしますね。

以上です。

**斎藤会長** ありがとうございます。

審議のほうは30分以上続いておりまして、まだ御意見のない委員のほうから、感想でも構いませんけれども、もしあればお願いいたしたいと思います。

それでは、山崎委員、お願いいたします。

**山崎委員** いろいろな御意見を聞かせていただいて、すごい興味深かったです。

私が1点気になったのは、結構保護樹木の指定基準が、太さとか高さが基準になっているなどと思って。高くなればなるほど、今度そのリスクも大きくなってしまいうということ、もうちょっとこの一歩手前のミニ保護樹木的な、高さとか幹の太さを比例させて登録できるような仕組みとか、小さくても立派であれば登録できるみたいな。その小さければ、例えば、それに対する助成金を少し小さくするとか、登録をする側も登録しやすくなるし、こっちの保護する側もそんなにたくさんお金をかけなければ保護しやすくして、どんどん大きくなるのかなと思いました。

なので、この基準がもうちょっと幅が広がればいいのかという感想です。お願いします。

**斎藤会長** ありがとうございます。

では、藤田委員、お願いいたします。

**藤田委員** いろいろお聞きしていて、新宿区の職員の方々の努力というのをすごくひしひしと感じるところ、ほかの区でここまでやっているところはちょっとないかと思うんですね。ぜひ、こういうのをもうちょっと外に向かっても広めていくようなこともお願いしたいなと思っています。

先ほど、土地の売却によって指定は解除されるかもしれないけれども、それに対していろいろアドバイスとかして残るようにしているって、なかなか今までほかのところでちょっとそういう話を聞いたことがないので、ぜひこういったことをほかのほうにも広めていただければなというふうに思っております。これからも、ぜひ頑張って、そういうことはやっていただきたいなというふうに非常に強く思いました。ありがとうございます。

**斎藤会長** ありがとうございます。

先ほどの山崎委員の基準の話と、藤田委員からも事務局を褒めるというか、努力をというところで、事務局からちょっとその辺、基準も含めていかがでしょう。

**事務局（城倉）** 基準の話なんですけれども、非常に難しい。この木がいいのかどうか、値するかどうかと判断するのは、我々がするしかない。じゃ、この木が保護樹木に適していて、こっちの木が適していない、そこをどうやって判断するかというのは非常に難しい問題になります。

助成金が出るからしてほしいといったときに、やはり、どこかできちっと基準をつくっておかないと、いいか悪いかという判断がしにくいです。あとは、元気か元気じゃないかということについても、極端に言うと、個人的な判断になってしまう。そこを理由をつけて説明をしながら、じゃ、これは指定できますよとか指定できませんよという判断をするときの基準として、今のところ幹回り、元気であって幹回りが1.2メートル以上ということで一つの基準をつくっています。今後、そういうことも含めて検討はしていかなければいけない。

1つは、文化財という考え方の下に、やはり歴史があつて大きな木、小さな木については、植えればまたすぐ元気になるとかということがあるんですけれども、大きな木は一回切ってしまうと元に戻らないというのがあります。

この西早稲田の大学の木なんですけれども、これも昭和48年に指定しています。これは制度ができたときに初めて指定した木です。もう50年、この制度ができてたっていますけれども、だんだんその当時、一番最初に指定した木が少なくなったということで、なるべく歴史的な意味も考えながら、古いものからきちっと残していればいかなというふうにしては考えているところです。

あと、藤田委員からお褒めいただきありがとうございますということなんですけれども、どうやって外に発信していくか、これだけ努力していることを発信していくかというのはこれから考えていかなきゃいけないことかなというふうには考えております。

**斎藤会長** ありがとうございます。

山崎委員のほうはいかがでしょう、今の事務局の回答は。

**山崎委員** 確かに難しい、やっぱり。やっぱり基準が、もう一歩手前とかでつくるのは難しいんですか。例えば、本当に小さ過ぎる木じゃなくても、何かこの1番の基準というのは何で決めたのかな。

**事務局（城倉）** この制度ができて、先ほど言いましたように50年たっています。ですので、当時の、最初にどうやって決めたのかなというところはちょっと、もう分かる人がいないとか、そういう状況です。

あと、対象を広げていくと、いい木があればということは考えられなくはないんですけれ



ども、対象がすごく多くなってしまうと対応し切れなくなるというような面も一つあるかなと思うんですね。

あとは、もう一つ、助成金の問題も、今、結構限度額ぎりぎりというか、大した金額でなくて、できれば対象を増やすよりも、今、対象になっているものをいかに残していくかという、だから、例えば、今対象になっているものの助成金を増やすとか、支援をもっとできるようにするとかということが考えられればいいかなというふうには考えています。

やはり、小さいうちは自分でも管理できるのかなというのも一つあるかなというふうにして思いますけれども。

**山崎委員** なるほど、ありがとうございます。

**事務局（八住）** ついでに、ちょっと同じことの繰り返しになってしまうんですけども、今、新宿区のほうで、先ほど申し上げたとおり保護樹木が1,318本になる予定です。大体1,300本ぐらい保護樹木を持っているというのが、ほかの23区の中でもかなり多いほうでございます。世田谷区なんかは、やっぱり広いですし、かなり力も入れているんですけども、これだけ都心の区で1,300本、保護樹木を指定しているというのは、かなり多いほうの区だと考えています。

その中で、新宿区、支援をいろいろ、助成金支援したり、例えば剪定などについてもいろいろ緊急時のときなんかは支援をしたりというような、ここに書かれている以外にも、先ほどから回答しております職員がなるべく密に見回りをして、それで目についたところについてはどんどんアドバイスなり、お手伝いなりということ、健全度調査ですとかとやっていきます。

そうすると、やっぱり、1,300本でもちょっと手が回りづらいところもございます。ほかの区の話などを聞くと、やっぱりちょっと手が回らなくなって、基準には合っているけれども、あまりよろしくない木はどんどん削っていくというような区もございます。ただ、新宿区としては、それはなるべくしたくないので、今、指定している木を大事にして少しでも密にお力添えをしながら残していきたいという中で、そうすると、先ほども城倉のほうで申したとおり、基準を広げたりですとか、基準と違うところでも小さい木なんかも残していきたいという気持ちもあるんですけども、そのあたりのバランスが結構難しいところがあって、今はそのような形で、どうしてもやっぱり一定の基準の中で決めさせていただいて、それについてはなるべく密に支援をしていくというような方向で進めているというところでございます。

**斎藤会長** ありがとうございます。

いろいろな意見、それから回答等いただいてまいりましたけれども、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

時間も大分過ぎておりますので、これでよろしいでしょうか。

それでは、この保護樹木等の指定・解除、今日報告していただいたものにつきましての審議、お諮りしたいと思います。

この原案どおりでお認めいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**斎藤会長** ありがとうございます。

それでは、当審議会として全て認めるということにいたします。

それでは、本日2件目の審議がありますので、そちらに移らせていただきます。

2件目の審議事項は、みどり公園基金の処分についてとなります。事務局より説明をお願いします。

**土木管理課長** それでは、みどり公園基金の処分について御説明させていただきます。

初めに、みどり公園基金について簡単に御説明いたします。資料6を御覧ください。

みどり公園基金ですが、区内のみどりの創出、保全及び公園等の充実に資するため公園・緑地などの土地の取得、公園等の建設・改修に活用しております。この基金の活用につきましては、みどりの推進審議会での審議が必要となります。

この約10年間では、区立おとめ山公園の用地買収費と整備工事費の一部、また、新宿中央公園の整備工事費の一部に基金を活用している状況でございます。

今回、新宿中央公園の整備工事で活用するため、基金の一部の取崩しの必要が生じたので、御審議いただくものです。詳細につきましては、担当のほうから御説明させていただきます。

**事務局（内山）** 御紹介あずかりました、みどり公園課公園計画係の内山です。

今回御審議いただく、みどり公園基金は、新宿中央公園の魅力向上という取組に活用しております。そのため、魅力向上の取組やこれまでの整備状況等も踏まえて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

では、説明内容といたしましては、初めに、新宿中央公園の整備を進めるに当たり基本的な計画となる魅力向上推進プランについての概要を説明いたしまして、次に、これまでにプランに基づいて行ってきた取組状況、最後に、今年度、来年度以降の取組について御説明いたします。

では、初めに、平成29年9月に策定いたしました新宿中央公園魅力向上推進プランについてです。

本計画の目的といたしましては、区立公園最大の面積を誇る新宿中央公園について、公園の特色や新宿駅周辺の魅力を生かした公園づくりを進め、公園の魅力向上を図るとともに、まちの魅力や価値を高めていくこととしております。

そして、新宿中央公園の将来像といたしましては、だれもが誇りと愛着のもてる「憩い」と「賑わい」のセントラルパークにしていくということを目指しております。

将来像の実現のために、次の3つの視点の下に具体的な取組を展開しております。

1つ目が、西新宿ならではの魅力を生かすことです。西新宿は様々な商業施設やオフィスが集積し、多くの人々が訪れるエリアとなっております。この西新宿のまちの特徴を生かした公園空間づくりを進め、公園の魅力向上を図っていきます。

次に、地域の公園としての魅力を高めることです。新宿中央公園は多くの地域住民に日常的に利用され、親しまれている地域に身近な公園であります。こうした役割をより充実させることで、地域の公園としての魅力を高めてまいります。

次に、民の力を活用して魅力をつくることです。民間事業者のアイデア、ノウハウ、資金等を活用するなど、公民連携を推進して公園利用者に質の高いサービスを提供することで、これまでの新宿中央公園にはなかった新たな魅力をつくっていきます。

これらの魅力づくりのための早期実現を目指す取組として、まず初めに、北東側の入り口であるポケットパークや芝生広場の整備を実施し、交流拠点施設の整備、眺望のもり、さらに、ちびっこ広場、西エリア入り口と整備しまして、現在、この区民の森となっている部分の整備を行い、園内の魅力ある空間を連続させて公園の骨格となる軸をつくって、人々の流れを生み出して園内に回遊性をつくっていくことを目指しております。

次に、これまでの取組状況について説明いたします。

まず初めに、令和2年7月に完了しました芝生広場及びポケットパークの整備についてです。芝生広場及びポケットパークは公園の北東側の、画面上のこの青いエリアになっております。公園の北東側に位置しております。

芝生広場は、雄大な空と広大な芝生を楽しめる面積約8,500平方メートルの解放感あふれる都会のオアシスとして再生しました。利用者も多く、日常的に利用できる芝生空間になっております。

次に、ポケットパークです。ポケットパークは、公園の入り口として開放的な空間にし

して、公園の視認性と利用者のアクセス向上を図りました。

次に、令和2年度7月に開業しました交流拠点施設SHUKNOVA（シュクノバ）の開業についてです。場所は、この位置になります。Park-PFI制度を活用した民間事業者のアイデア、ノウハウを活用した整備となっております。

次に、令和3年3月に完成した眺望のもり等の整備についてです。眺望のもり等の位置は、画面上のこの青の部分になります。写真のように、みどりの中で高層ビルが建ち並ぶ魅力的な都市景観を楽しむことができるエリアとなっております。また、新宿白糸の滝には景観照明を設置しまして、日没後に様々な色彩で滝面を演出することで、公園の新たな魅力を創出しております。

そして、昨年度、令和4年10月に完成しました、ちびっこ広場の再整備についてです。ちびっこ広場の場所は画面上の青い部分になっておりまして、公園の南側に位置しております。こちら、新宿区初の乳幼児専用遊び場や、インクルーシブの視点を取り入れた遊具の新設、大型滑り台の再整備などを行い、誰もが楽しめる遊び場づくりを目指しました。

また、公園の南西側に新たな顔となる開放的なエントランスを整備したり、公園の利便性向上を図るため自転車駐輪場などを新設いたしました。

また、同じ時期に案内サインも整備しました。園内に約27基設置しておりまして、画面左側のように矢羽根タイプで行き先を表すものや、板面で行き先を表すものを設置しております。公園全体の分かりやすさの向上と、各エリアの整備により誕生した魅力スポットの周知を図っております。

最後に、今年度、来年度の取組について御説明させていただきます。

初めに、自転車駐輪場の整備についてです。写真上で、芝生広場整備後の北東側の入り口の写真なんですけれども、完成当時はあまり自転車とか見られなかったんですけれども、現在、魅力向上事業の取組が進み、多いときでは200台近くこちらに止められるようになっております。公園の入り口という役割や点字ブロックとの離隔の問題などから改善の必要があり、公園の魅力づくりの推進により増加している来園者の利便性向上などに必要不可欠な公園利用者専用の自転車駐輪場の整備を実施いたします。

自転車駐輪場設置の場所は、園内の北東側入り口と北西側入り口になりまして、合わせて約200台程度駐車できるようなスペースをつくってまいります。

本整備に、みどり公園基金を活用して整備工事を行いますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

また、最後に、併せて花のもりの整備というものも今年度から取り組んでおりまして、こちら、これまで芝生広場、眺望のもり、ちびっこ広場の整備を実施してきました。今年度から新宿中央公園の中央部に位置します、現在、区民の森の部分の再整備を実施してまいります。この花のもりが整備されることで魅力ある施設が公園内で連続してつながり、公園の骨格となる軸をつくり、園内の回遊性の創出につなげてまいります。

花のもりは、現在設計中で、現場調査などを行っていきまして、来年度以降、工事を実施していきます。整備イメージとしては、花木による季節感の創出など、花を中心とした公園に再整備していく予定になっております。まだまだ続いていく新宿中央公園の魅力向上事業に今後も期待していただけますと幸いです。

御説明は以上になります。ありがとうございました。

**斎藤会長** ただいま事務局より説明がありましたが、みどり公園基金の処分についてですが、御質問や御意見ありましたらお受けしたいと思います。よろしくをお願いします。

椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** だいぶ自転車利用者が増えているとのことですが、駐輪場は有料ですか、無料ですか。

**事務局（天井）** 無料で利用できるように考えています。

**椎名委員** 無料だと周りにビジネス街、都庁はじめいろいろありますので、自転車通勤とか最近多くなっていますので、ちょっとそこら辺注意しないと、本来の公園利用者が利用する前に止めちゃうとかね。ちょっと様子見ながら、何か考えたほうがいいのかなと思いますね。周辺の駐輪場の状況を調査なさったほうがいいのかなと、それで無料だとなかなか、ちょうどいいなという人たちもいっぱい出てくるのかなと思います。

これは、恐らく新宿中央公園の利用者の範囲を大きく広げようという意図だと思うんですね。それがうまくいくような何か方策を事前に調査して、どうあるべきかというのを考えられたらいかがでしょうか。

**斎藤会長** 事務局、いかがでしょう。

**事務局（天井）** ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、今、北東側の入り口に止められている自転車、先ほど写真でたくさんあったかと思うんですけれども、あれが全部公園の利用者というわけではなくて、私も見ている、あそこに止めてそのまま西新宿のまちのほうに行ってしまう方とかもたくさんおられるような状況です。

おっしゃるとおり、このまま普通に造ってもまた同じような利用のされ方がされてしまうのではないかなというので、当然造った場合は、ハード的な工夫はもとより、ソフト的な対応とかも含めて考えなきゃいけないと思っています。

実は、南側のほうのちびっこ広場を整備したときに、併せて同じように駐輪場を造っております。そこについては、夜間の利用を制限したり、入り口をちょっと制限するなどの工夫をして、以前は不正利用も多かった場所なんですけれども、かなり減ってきているというところもあつたりしますので、そういった事例も含めて、今回、新しくできた暁にはそういった利用時間の制限であるとか、あるいは、一定期間は人を立てて注意喚起したりとか、あとは、今、止められてしまっている場所は取りあえずバリケード等を置いて止められないようにするとか、一定の工夫は必要かなと思っております。

あと、新宿中央公園の中の駐輪スペースは今のところ全て無料で使えるようにしているところもあるので、今のところそこら辺のバランスも含めて、新しくできるところについても無料でいきたいなというふうには考えております。

**斎藤会長** ありがとうございます。

いかがでしょう。

**椎名委員** 話はそんなところかなと思いますけれども、もう一つ、これはむしろ民活でやったほうがいいんじゃないかなという気もしますけれどもね。ちょっと民間のその能力というか、アイデアというか、そこら辺も含めてもうちょっと、役所で造るのもいいですけども、民活で何かできる可能性もあるから、考えたほうがいいかなという意見です。

**斎藤会長** ありがとうございます。

渋江委員。

**渋江委員** 渋江でございます。ちょっとお話があつたかもしれないんですけども、少し全体像がつかめないののでいま一度教えていただきたいと思うんですが、この新宿区みどり公園基金を処分ということで、新宿中央公園にこの基金を使っていいかという議論になるんでしょうかというのが1点目。

それから、私の理解不足かもしれませんが、このみどり公園基金というのは、もしかしたら、何かまとまった自然環境とか緑地環境が出てきたときに買取できるようにとか、購入することができるようにということをつくった基金のような気もするんですけども、そのあたりの、当初の目的と、これまでどんなことに処分したときに、どんなことに使われてきたのか、そのあたりの全体像を把握させていただければと思います。よろしくお願

いたします。

**斎藤会長** 事務局、お願いいたします。

**事務局（天井）** みどり公園基金につきましては、みどり公園基金条例の中で、公園等の土地の取得及び公園等の建設・改修、こういった整備を行うことによってみどりの創出、保全並びに公園等の充実に資するために活用するということになっております。

これまでの使用実績なんですけれども、おとめ山公園などの公園用地の取得、あと、おとめ山公園については公園の整備、こういったことにも活用しております。また、新宿中央公園につきましては、先ほど紹介した眺望のもりとか、ちびっこ広場や案内サインの整備、こういったものにも活用しております。

特に、新宿中央公園とおとめ山公園というのは新宿区を代表する公園で、面積にしても1番目と2番目に大きい公園ということで、こういう新宿区を代表するような公園に活用して公園の充実を図っていくということで、駐輪場の整備だけみると何かちょっとどうかなんていうふうなこともあるかなと思うんですけれども、一連の新宿中央公園の魅力向上の取組に活用しているというふうに御理解いただければなと思います。

**斎藤会長** いかがでしょうか。

**洪江委員** 全体像分かりました。ありがとうございました。

**斎藤会長** ほかに御質問、御意見等ございますか。

副会長、お願いします。

**山本副会長** 私もちっと事実確認なんですけれども、基金なんで、この条例を見ると幾つかの原資が組み合わさってできているように読めましたけれども、原資の構成ってどんな感じになっているんでしょうか、基金の。

**斎藤会長** 事務局、お願いいたします。

**土木管理課長** 当初は区からも少し積んだりしたんですが、その後は、基本的には寄附をお願いする形で、百貨店からエコバッグの売上げ50万とか、そういったものとか、個人の方からは1万円から5万円ぐらいのレベルで頂いております。また、昨年、ちょっと個人の方から遺産の関係で1億円を寄附していただいたこともあります。そういった形で基金は順次、今は寄附に頼って積み立てているといった状況でございます。

**斎藤会長** よろしいですか。

**山本副会長** はい、今のでよく分かりました。それで、基金なので使いたいときにしっかり使うということがすごく大事だろうと思いますし、今回のような御提案の中で、このタイミン

グでということなんだろうと思うんですけども、一方で、基金などで積み上がっていくスピードだとか、世の中の状況によってなかなか積み上がらない可能性もありますけれども、今、それなりの金額でいろんなことができる状況になるのに、3億円今あるんだと思うんですけども、これが積み上がるのにどれぐらいの時間がかかったのかもちょっと教えていただけますか。すみません。

**土木管理課長** 実は、当初はもっとかなりあったんですよ。用地買収等に活用したらかなり減ったような状況で、最近の積み上がり方は少し遅いというのが現状です。ただし、昨年、個人の方から1億円という寄附もありまして、それでまた少し戻ったんですけども、コロナの対策とかで区財政も厳しいといったこともあり、大きな改修工事には基金を充当しているといった状況にあります。

また、基金、これ以上切ると用地買収とかにもかなり厳しくなってくるので、その辺は区の財政部局ともよく相談していきたいと考えております。

**山本副会長** ありがとうございます。

**斎藤会長** ほかに。

渡辺委員。

**渡辺委員** 今、副会長さんおっしゃったように、確かに計算的なこと出ていませんよね、数字が。私も伺いたかったんですけども、この公園の維持費ですか、ふだんの。例えば、この公園は夜間もやっているんですか、ここは。

**事務局（天井）** はい、やっています。

**渡辺委員** 何時までですか。

**事務局（天井）** 24時間、公園は開いています。

**渡辺委員** 24時間、そうですか。そうすると警備の方がいらっしゃるわけですよ。

**事務局（天井）** 24時間、警備員が常駐しています。

**渡辺委員** それはどこから費用が出ているのですか。やはり、この基金の中から。

**事務局（天井）** 維持管理に関しては基金は使っておりませんで、別途新宿区のほうの財源を使ってやっているという形、今、特に指定管理者制度というのを導入していますので、指定管理料という形で支払っているというような形になっています。

**渡辺委員** 公園の指定管理者がいらっしゃるわけですか。

**事務局（天井）** はい、おります。

**渡辺委員** 分かりました。



あそこに環境学習情報センターがありますね。

事務局（天井） はい、あります。ございます。

渡辺委員 そちらは新宿区のほうで直に。

事務局（天井） はい。みどり公園課とは別な部署が同じように指定管理者制度を使って管理を行っております。

渡辺委員 はい、ありがとうございます。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

私も基金の最初からのことは全く知りませんが、実は、おとめ山公園がまだナショナルトラスト、いろんな団体がいろんなふうに使っていたとき、当時担当していた学生がそこを調べて修士論文にしたことがあるのですけれども、そのとき、まさかあれだけの土地を買うなんてできないだろうなって思ったりもしていたんですけれども、こういう基金があって取得されて、整備されて、ある意味、新宿のあんな土地の高いところでも増やすということが出来るんだというふうになら、思いました。

それで、今回のこの話は、逆に、今度土地を買うというよりは逐次整備していくということなんですけれども、やっぱり使い方とか、本当は、変な言い方ですけども、大風呂敷広げてどんと予算を取って、あとは好きなようにやるよという方法ももちろんあると思うんですけども、やっぱり節約するということになる、様子を見ながら、順次やりながら、これに対応するのにこういうものが必要なことというふうなことで、新宿中央公園に関しては順次、切り崩しという言い方はあれなんですけれども、そういうトライアンドエラーをやられているのかなというふうに感じています。

それと、駐輪場の、ぱっと見ですけども、写真を見ると子どもを乗せた電動自転車というんですか、結構長距離、坂道走れる、そういう人も結構来ているような雰囲気、それが新宿中央公園のむしろ外側で、ほかの区からも来ているんでしょうけれども、そういう利用というのがやっぱりこれからむしろ新しいのかなという意味で、そういう人たちにとって有料というのはなかなか難しいので、多分またいろんな問題が起きるんだとは思いますが、今、御説明あったみたいに、いろんな方法で逐次見ながら、椎名委員の意見にも対応するような形で、全て予想どおりうまくいくということは決してないんでしょうけれども、そういうことで使うのかなって、3,300万円ということですけども、そんなふうには私のほうでは今、話を聞いていて、思いつきで申し訳ないですけども、そんなふうには理解しております。

あと、ほかにありますか。

特によろしいですか。

それでは、御意見等いただき、事務局からも御説明いただきましたけれども、これで今回の審議事項の2つ目についてお諮りいたします。

本日御審議いただいた、みどり公園基金の処分については原案どおりお認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**斎藤会長** それでは、当審議会として認めることといたします。

---

#### ◎連絡事項

**斎藤会長** それでは、最後に議事次第4の連絡事項に移ります。

事務局よりお願いいたします。

**土木管理課長** それでは、連絡事項でございます。

次回の審議会につきましては、令和6年3月頃を予定しております。また、小委員会につきましては、必要に応じて斎藤会長に御相談の上、開催をさせていただきますので、メンバーの委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。本日はありがとうございました。

---

#### ◎閉会

**斎藤会長** それでは、令和5年度第1回新宿区みどりの推進審議会を閉会いたしますが、私は、会長で第1回目でちょっと不慣れでしたけれども、皆さん御協力ありがとうございました。

それから、私もこの審議会委員になったときに、前任の熊谷会長が、保護樹木が1,000本を下回ったら会長を辞める、俺の首賭けてでも1,000本以下にはさせないという話をされていたのですが、今日聞くと保護樹木が1,300本ということで、やっぱり、そういう意志というのがちゃんと働いてくれるんだなというのを感じていて、私もこれからいろいろ努力しなきゃいけないと思いますけれども、皆さん、ぜひ御協力をお願いいたします

それでは、本日はありがとうございました。

午前11時36分閉会